

土地基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令案 参照条文

○国土審議会令（平成十二年政令第二百九十八号）（抄）	1
○国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）（抄）	1
○国土調査法施行令（昭和二十七年政令第五十九号）（抄）	1
○土地基本法等の一部を改正する法律（令和二年法律第	号）による一部改正後の国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）（抄）	3
○国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）（抄）	4
○国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）（抄）	4
○土地基本法等の一部を改正する法律（令和二年法律第	号）による一部改正後の土地基本法（平成元年法律第八十四号）（抄）	4
○土地基本法等の一部を改正する法律（令和二年法律第	号）による一部改正後の国土調査促進特別措置法（昭和三十七年法律第百四十三号）（抄）	5

○国土審議会令（平成十二年政令第二百九十八号）（抄）

（分科会）

第二条 審議会に、次の表の上欄に掲げる分科会を置き、これらの分科会の所掌事務は、審議会の所掌事務のうち、それぞれ同表の下欄に掲げる法律の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理することとする。

名 称	法 律 の 規 定
土地政策分科会	（略）
	土地基本法（平成元年法律第八十四号）第十条第三項及び第十九条
	（略）
	国土調査促進特別措置法（昭和三十七年法律第四百十三号）第三条第一項（同条第六項において準用する場合を含む。）
	（略）
	（略）
	（略）

257 （略）

○国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）（抄）

（政令への委任）

第十二条 この款に定めるもののほか、国土審議会の組織及び所掌事務その他国土審議会に関し必要な事項は、政令で定める。

○国土調査法施行令（昭和二十七年政令第五十九号）（抄）

（地図及び簿冊の様式）

第二条 法第二条第六項の規定による地図及び簿冊の様式は、次に定めるところによらなければならない。

一〜八 （略）

九 法第二条第五項に規定する地図（以下「地籍図」という。）の縮尺は、次のとおりとする。

主として宅地が占める地域及びその周辺の地域

五分の一（国土交通大臣が特に必要があると認める場合には、二百五十分の一）

主として田、畑又は塩田が占める地域及びその周辺の地域

千分の一（国土交通大臣が特に必要があると認める場合には、五百分の一又は二千五百分の一）
主として山林、牧場又は原野が占める地域及びその周辺の地域
二千五百分の一又は五百分の一

十・十一（略）
2（略）

（都道府県計画）

第七条 法第六条の三第一項の規定による地籍調査に関する都道府県計画には、次に掲げる事項を定めなければならない。

- 一 調査地域
- 二 調査面積
- 三 調査期間
- 2（略）

（事業計画）

第八条 法第六条の三第二項の規定による事業計画は、国土交通省令で定める様式により、次に掲げる事項について定めなければならない。

- 一 調査を行う者の名称
- 二 調査目的
- 三 調査地域
- 四 調査面積
- 五 調査期間
- 六 第十四条各号に掲げる作業に要する費用の総額

（事業計画の協議の申出）

第九条 都道府県は、法第六条の三第三項の規定により国土交通大臣に協議を申し出ようとするときは、作業別の実施計画、前条第六号の費用の総額の算出の基礎その他国土交通省令で定める事項を記載した書類を添付してするものとする。

（成果の認証に準ずる指定）

第十九条 法第十九条第五項の規定による認証の申請は、次に掲げる事項を記載した認証申請書を国土交通大臣又は事業所管大臣に提出してしなければならない。

- 一 測量及び調査を行った者の氏名又は名称
- 二 作成した地図及び簿冊の名称
- 三 測量及び調査を行った地域及び期間

四 第二号の地図及び簿冊に存する測量又は調査上の誤差の程度

- 2 前項の認証申請書には、当該測量及び調査の結果作成された地図及び簿冊の写し二部を添えなければならない。
- 3 第十七条の規定は、法第十九条第六項の規定により事業所管大臣が国土交通大臣の承認を得る場合について準用する。

(成果の認証に準ずる指定をした旨の公告)

第二十条 国土交通大臣又は事業所管大臣は、法第十九条第五項の規定により国土調査以外の測量及び調査の結果作成された地図及び簿冊を同条第二項の規定によつて認証された国土調査の成果と同一の効果があるものとして指定した場合には、遅滞なく、官報により、その旨を公告しなければならない。

○土地基本法等の一部を改正する法律（令和二年法律第 号）による一部改正後の国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）（抄）

(定義)

第二条 (略)

2～4 (略)

5 第一項第三号の「地籍調査」とは、毎筆の土地について、その所有者、地番及び地目の調査並びに境界及び地積に関する測量を行い、その結果を地図及び簿冊に作成することをいう。

6 第二項から前項までに規定する地図及び簿冊の様式は、政令で定める。

7 (略)

(地籍調査に関する都道府県計画等)

第六条の三 都道府県は、前条第一項の通知を受けたときは、同項の特定計画に基づき、政令で定めるところにより地籍調査に関する都道府県計画を定めて、これを国土交通大臣に報告しなければならない。

2 都道府県は、前項の都道府県計画に基づき、関係市町村又は土地改良区等と協議し、毎年度、政令で定めるところにより、当該年度における事業計画を定めなければならない。

3 都道府県は、前項の事業計画を定めようとする場合においては、あらかじめ、国土交通大臣に協議し、その同意を得なければならない。

4・5 (略)

(成果の認証)

第十九条 (略)

2～4 (略)

5 国土調査以外の測量及び調査を行った者が当該測量及び調査の結果作成された地図及び簿冊について政令で定める手続により国土調査の成果としての認証を申請した場合には、国土交通大臣又は事業所管大臣は、これらの地図及び簿冊が第二項の規定により認証を受けた国土調

査の成果と同等以上の精度又は正確さを有すると認めるときは、これらを同項の規定によつて認証された国土調査の成果と同一の効果があるものとして指定することができる。

6 国土調査を行う者は、国土調査の効率的な実施に資するため必要があると認めるときは、前項の規定による申請を当該測量及び調査を行った者に代わつて行うことができる。この場合においては、あらかじめ、当該測量及び調査を行った者の同意を得なければならない。

7 事業所管大臣は、第五項の規定による指定をする場合においては、あらかじめ、国土交通大臣の承認を得なければならない。

8 国土交通大臣又は事業所管大臣は、第五項の規定による指定をしたときは、遅滞なく、その旨を公告するとともに、関係都道府県知事に通知しなければならない。

○国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）（抄）

（政策統括官の職務）

第十七条 政策統括官は、命を受けて、次に掲げる事務を分掌する。

一〜三 （略）

四 土地基本法（平成元年法律第八十四号）第十条の規定による土地に関する動向及び基本的な施策に関する年次報告等に関する調整に関すること。

五〜七 （略）

○国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）（抄）

（官房及び局の所掌に属しない事務をつかさどる職等）

第二十条 各省には、特に必要がある場合においては、官房及び局の所掌に属しない事務の能率的な遂行のためこれを所掌する職で局長に準ずるものを置くことができるものとし、その設置、職務及び定数は、政令でこれを定める。

2〜4 （略）

○土地基本法等の一部を改正する法律（令和二年法律第 号）による一部改正後の土地基本法（平成元年法律第八十四号）（抄）

（年次報告等）

第十一条 政府は、毎年、国会に、不動産市場、土地の利用及び管理その他の土地に関する動向及び政府が土地に関して講じた基本的な施策に関する報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る土地に関する動向を考慮して講じようとする基本的な施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

3 政府は、前項の講じようとする基本的な施策を明らかにした文書を作成するには、国土審議会の意見を聴かなければならない。

第三章 土地に関する基本的な方針

第二十一条 政府は、土地についての基本理念にのっとり、前章に定める土地の利用及び管理、土地の取引、土地の調査並びに土地に関する情報の提供に関する基本的施策その他の土地に関する施策の総合的な推進を図るため、土地に関する基本的な方針（以下この条において「土地基本方針」という。）を定めなければならない。

2 (略)

3 国土交通大臣は、土地基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 国土交通大臣は、前項の規定により土地基本方針の案を作成しようとするときは、あらかじめ、国民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、国土審議会の意見を聴かなければならない。

5 国土交通大臣は、第三項の閣議の決定があつたときは、直ちに、土地基本方針を告示しなければならない。

6 前三項の規定は、土地基本方針の変更について準用する。

第四章 国土審議会の調査審議等

第二十二条 国土審議会は、国土交通大臣の諮問に応じ、土地に関する総合的かつ基本的な施策に関する事項及び国土の利用に関する基本的な事項を調査審議する。

2 国土審議会は、前項に規定する事項に関し、国土交通大臣に対し、及び国土交通大臣を通じて関係行政機関の長に対し、意見を申し出ることができる。

3 関係行政機関の長は、土地に関する総合的かつ基本的な施策に関する事項でその所掌に係るもの及び国土の利用に関する基本的な事項でその所掌に係るものについて国土審議会の意見を聴くことができる。

○土地基本法等の一部を改正する法律（令和二年法律第 号）による一部改正後の国土調査促進特別措置法（昭和三十七年法律第四百十三号）

（抄）

（国土調査事業十箇年計画）

第三条 国土交通大臣は、国土審議会の意見を聴いて、国土の総合的な開発及び保全並びにその利用の高度化に資するため緊急に国土調査事業を実施する必要があると認める地域について、令和二年度以降の十箇年間に実施すべき国土調査事業に関する計画（以下「国土調査事業十箇年計画」という。）の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

2 6 (略)

7 前各項の規定は、国土調査事業十箇年計画を変更しようとする場合について準用する。